

## 狭山市立学校給食センター学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

令和4年7月28日 教育長決裁

### (趣旨)

第1 この要綱は、狭山市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に学校給食用物資を納入する業者の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項等を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2 登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 狭山市内又は狭山市の周辺地域に営業所を有すること。
- (2) 営業経歴が正しく、営業状態が良好であること。
- (3) 営業所への照会、連絡が可能であること。
- (4) 食品に関する法令等を厳守していること。
- (5) 引き続き2年以上その営業に従事していること。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (8) 製造加工業者にあつては、材料、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- (9) 営業所、仕入先、製造元等の衛生状態及び供給経路が安全であり、かつ、HACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施していること。
- (10) 指定された期日、時刻及び場所に納入できること。なお、納入に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

### (申請手続)

第3 登録を希望する者は、学校給食用物資納入業者登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、指定された期限までに狭山市立入間川学校給食センターに提出しなければならない。

- (1) 学校給食用物資取扱品目一覧表
- (2) 使用印鑑届
- (3) 委任状（申請書類の申請者と業務遂行者が異なる場合のみ）
- (4) 生産工程の概要
- (5) 食品衛生監視票の写し（2年以内に交付されたもの）
- (6) 細菌検査成績表
- (7) 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税全般）各1通
- (8) 前年度決算報告書
- (9) 営業経歴書

(10) 会社案内図

(11) 酒類販売管理研修受講証又は酒類販売業免許証の写し(酒類を取り扱う場合のみ)

2 申請手続等については、狭山市の広報等により周知することとする。なお、既に登録されている者に対しては、文書により登録申請の受付について通知する。

(登録)

第4 第3に規定する申請書の提出があったときは、狭山市立学校給食センター運営委員会においてその内容を審査し、適当と認めるときは、登録をする。

(登録指定書の交付)

第5 教育長は、第4により登録された者(以下「登録業者」という。)に対し、登録指定書を交付する。

(有効期間)

第6 登録期間は2年間とする。なお、登録申請の受付期間後に提出された申請書の取扱いは、給食センターの判断による。

(更新)

第7 前年度より引き続き登録をしようとする者は、営業経歴書の提出を省略することができる。

(登録の取消し)

第8 登録業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱その他関連する規程に違反した場合
- (2) 法令等の規定により、業務が停止された場合
- (3) 連絡、届出等がなく入札に参加しなかった場合

(登録業者の自覚)

第9 登録業者は、学校給食用物資の納入においては、常に学校給食の重要性を認識し、契約の条項を遵守するとともに、この要綱及び給食センターの指示に従い、誠意をもって業務を遂行しなければならない。

(報告及び届出)

第10 登録業者は、営業内容及びその他著しい業務変更等が生じた場合は、速やかに報告するとともに、書類をもって届け出なければならない。

2 登録業者は、物資搬入を含む業務にあたる者の中に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一

類感染症、二類感染症及び三類感染症が発生した場合は、医師の診断書を添えて報告し、給食センターの指示に従わなければならない。

3 給食センターは、経営状況、衛生管理等を確認するため、登録業者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(細菌検査)

第11 登録業者は、物資搬入を含む業務にあたる者を含め、細菌検査（検便）を毎月1回行わなければならない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。